

## 社会福祉法人矢本愛育会役員報酬

当法人の役員報酬については、定款で定めており、以下については定款の抜粋である。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

2 報酬等及び費用はその都度、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 評議員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給

### (役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

2 報酬等及び費用はその都度、現金又は口座振込にて本人に支給又は支払うものとする。

(1) 理事長の報酬については、別表2に定める額

(2) 理事報酬については、別表2に定める額

(3) 監事報酬については、別表3に定める額

(4) 理事又は監事が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、宿泊料）を支給

別表1

【評議員の報酬】	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（1日の場合）	8,000円
法人及び施設業務のための出勤（半日の場合）	4,000円

別表2

【理事長の報酬】	月額
法人業務	500,000円
【非常勤役員の報酬】	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（1日の場合）	8,000円
法人及び施設業務のための出勤（半日の場合）	4,000円
【常勤役員の報酬】	
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人業務のための出勤（1日の場合）	8,000円
法人業務のための出勤（半日の場合）	4,000円

別表3

【監事の報酬】	日額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（1日の場合）	8,000円
法人及び施設業務のための出勤（半日の場合）	4,000円